

新型コロナウイルス対策企業等緊急応援 (企業グループ支援「助け合いの輪」推進) 補助金応募要領

京都府と公益財団法人京都産業21では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、厳しい経営環境にある、中小企業の皆様に支援する「新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金」を創設しました。

中小企業の皆様が、連携し助け合う取組(事業)に必要な経費の一部を補助し、支援します

【申請受付期間】

令和2年5月7日(木)から令和2年8月31日(月)まで (随時)

【申請書の提出先】

公益財団法人京都産業21(以下「京都産業21」) お客様相談室

【申請要件】

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、共同で新たな取組を行う
2以上の事業者※による“中小企業等グループ又は組合”

※京都府内に主たる事業所等を有するものに限る。

<受付の後、随時、書面選考の上、交付決定を行います。>

【問合せ先】

○京都府商工労働観光部 ものづくり振興課 電話075-414-5106

○公益財団法人京都産業21 事業支援部 電話075-315-8590

【補助対象者】

2以上の事業者※1（以下「事業者」という）による“中小企業等グループ又は組合”

※1 京都府内に主たる事業所等を有するものに限る。

(1) 中小企業等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者及び
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に定める特定非営利活動法人など

〔中小企業基本法に定める中小企業者の範囲〕

| 業 種 | 常時使用する従業員の数 | 資本金の額又は出資の総額 |
|------------|-------------|--------------|
| 製造業・その他の業種 | 300人以下 | 3億円以下 |
| 卸売業 | 100人以下 | 1億円以下 |
| 小売業 | 50人以下 | 5,000万円以下 |
| サービス業 | 100人以下 | 5,000万円以下 |

（個人事業主及び企業組合を構成する個人も含まれます。）

(2) 組合

事業協同組合、企業組合、協業組合、有限責任事業組合、など

【補助対象取組（事業）】

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、共同で行う新たな取組

【補助内容】

| 補 助 率 | 補 助 上 限 額 |
|-------|--|
| 3分の2 | (20万円×グループ構成事業者数※2) + (10～100万円※3) ただし、1グループ最大500万円以内 ※2 組合については、今回の取組を行う事業者のみの数 ※3 構成事業者数に応じて加算 ・2～4事業者で構成されるグループの場合：10万円 ・5～9事業者で構成されるグループの場合：50万円 ・10事業者以上で構成されるグループの場合：100万円 |

※4 交付額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

【事業実施期間等】

| 項 目 | 開 始 | 終 了 |
|-------------|--|------------------------------|
| 受 付 期 間 | 令和 2年 5月 7日 | 令和 2年 8月31日 (延長することがあります) |
| 事 業 実 施 期 間 | 令和 2年 4月 1日 | 令和 2年12月31日 |
| 実績報告書提出期間 | 事業完了日（交付決定時に既に事業が完了している場合は、 交付決定日）から14日以内 | |

【対象外】

○令和2年3月31日以前に着手した取組

【補助対象経費】

補助対象となる経費は、令和2年4月1日以降に事業開始（契約・発注）した申請取組（事業）に必要な経費（消費税抜き）で、令和2年4月1日から令和2年12月31日までに請求・支払い行為が完了するものです。（補助金交付要領第4条（別表2）を御確認ください）

【補助対象経費の想定例】 あくまで例であり、様々な取組をお待ちしております

◆ 新たな需要を開拓する取組に係る経費

- テイクアウトメニューを始める飲食店どうしが、共同で行うチラシ作成や容器資材購入に要する経費
- テイクアウト専用メニューの開発やテスト販売に係る直接人件費
- 共同で行う新聞折込みやチラシ、ホームページ作成などの広報費
- 映像コンテンツ制作会社が共同で動画配信を開始する際に要する経費

◆ 新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大を防ぐ取組に係る経費

- 縫製工場と染工場が共同で行うユニークなデザインのマスクの試作開発に要する資材費
- 町工場どうしがテレビ会議を用いた技術研修や新製品開発に要する機器等の整備費
- 商店街組合が共同で開始する各種商品の宅配サービスに要する経費

【注意事項】

- 補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。
- 申請内容に虚偽がある場合、交付決定取消や交付済補助金の返還を求める場合があります。

【補助対象外経費】

家賃等の固定経費、損失補てん、借入れに伴う支払利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、構成事業者間の受発注、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。

【申請手続】

交付申請書等の提出書類は、令和2年8月31日まで(平日のみ)に、グループの代表事業者が、以下の提出先へ郵送又は持参ください。（郵送提出にご協力をお願いします）

- (1) 書類は、以下の原本（押印したもの）1部を提出してください。
 - ①提案書・別表（代表事業者）
 - ②交付申請書（構成事業所ごと）※5
 - ③定款又は規約（組合のみ）

※5 ②については、構成事業者が直接、京都産業21に提出することが可能です。

(2) 提出先：京都産業21 お客様相談室

電話 075-315-8660

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター1階

【選考（評価）基準】

取組（事業）については、以下の事項を評価の基準とします。

- (1) グループで共同することによって、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、事業継続・売上回復に繋がる工夫を凝らした取組（事業）であること
- (2) グループの構成事業者における連携・分担が適当と認められること

【選考結果の通知】

補助金の交付又は不交付の決定は、申請の受付後に随時選考を行い、文書により申請者に通知いたします。

- (1) 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられないことがあります。
- (2) 補助金の支払は、原則、申請者に対して、取組（事業）終了後に精算払します。
ただし、概算払を希望される場合には、概算払希望申請書を京都産業21に提出してください。内容を審査し補助事業の遂行上、特に必要と認められる場合には、交付決定額の全部又は一部について、概算払を行います。

【実績報告書の提出】

- (1) 補助事業完了日（交付決定時に既に事業が完了している場合は、交付決定日）から14日以内（土日祝含む）に実績報告書を京都産業21に提出してください。また、領収書や明細がわかる資料（成果物見本や写真等を含む）の添付が必要です。
- (2) 京都産業21において実績報告書を受理後、取組（事業）及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知します。

【その他留意事項】

- (1) 同一の経費について、国や府が助成（国や府以外の機関が、国や府から受けた補助金等により実施する場合を含む）する他の制度（補助金や委託費）と重複して対象とすることはできません。
（他の補助金等を受給又は受給予定の方は、補助金を受け取ることが可能か、必ず京都産業21に、予めご確認ください。）
- (2) 市町村の補助金と重複して本補助金を申請される場合は、市町村に予め御確認ください。
- (3) 本補助金の交付については、本応募要領のほか、補助金交付要領に基づきます。